次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分四厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年三分三厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百七十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日　農林水産大臣　武部　新

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。	農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百七十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和九年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年十月二十日　農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百三十二号

発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第三条第一項の規定に基づき、次のように地点を指定したので、告示する。

令和八年十月二十日　経済産業大臣　赤澤　亮正

1　石川県小松市花立町

2　石川県小松市新保町

3　石川県小松市丸山町

五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分四厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分四厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年三分四厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年三分四厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年三分四厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分四厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分四厘

（利子補給率の上限）

第八条　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年二厘とする。

五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分三厘
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分三厘
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年三分三厘
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年三分三厘
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年三分三厘
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年三分三厘
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年三分三厘

（利子補給率の上限）

第八条　法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率は、年一厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百七十七号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二十日　農林水産大臣　武部　新